明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当行は、資本金の額を四十億円（ただし、E種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）、資本準備金の額を二十億円（ただし、E種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）、それぞれ減少することにいたしました。

なお、E種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当行は、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

平成二十九年三月二十四日

大分市王子中町四番一〇号

株式会社豊和銀行

取締役頭取　権藤　淳

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十九年四月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年三月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ＶＪホールディングス２株式会社

代表取締役　宇川　俊和

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十九年四月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月二十四日

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第四ビル

株式会社エイミックス

代表取締役　貝阿彌佳則

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十四日

東京都中央区日本橋本町四丁目二番八号

株式会社ウチダ和漢薬

代表取締役社長　吉川　英樹

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である高橋亨が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二十四日

グアム島タムニング私書箱八七七八

東京都港区海岸一丁目九番一浜離宮インターシティ

コンチネンタル・ミクロネシア・インク

日本における代表者　高橋　亨

**限定承認公告**

本籍東京都立川市錦町六丁目八番、最後の住所埼玉県川越市南大塚三丁目二番地一八（エトワールマンション二一〇号室）

被相続人　亡　長橋　賢一

右被相続人は平成二十九年一月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県東松山市沢口町一一番地二六

限定承認者　諏訪　和子

代理人弁護士　竹内　奏子

**限定承認公告**

本籍東京都新宿区中落合三丁目一五八〇番、最後の住所東京都新宿区中落合三丁目二七番一一号

被相続人　亡　三宅　正良

右被相続人は平成二十八年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

東京都東久留米市中央町三丁目二三番二六号

限定承認者　三宅　正敏

**限定承認公告**

本籍東京都三鷹市井口三丁目二二〇番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋六二七番地湯河原老人ホーム

被相続人　亡　田渕昌一郎

右被相続人は平成二十八年九月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十三日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

東京都小金井市貫井南町三丁目一八番一五号

限定承認者　木村今日子

**限定承認公告**

本籍福岡県直方市大字下新入五六番地、最後の住所神奈川県横浜市青葉区奈良五丁目六番地八

被相続人　亡　川原　利恵

右被相続人は平成二十九年一月十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

神奈川県横浜市青葉区奈良五丁目六番地八

相続財産管理人　川原　宏

**限定承認公告**

本籍静岡県浜松市中区八幡一番地一、最後の住所神奈川県横浜市青葉区奈良三丁目一四番地一　二―一〇二　被相続人　亡　吉田　智彦

右被相続人は平成二十八年十月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十七日横浜家庭裁判所支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

神奈川県横浜市青葉区奈良三丁目一四番地一　二―一〇二　限定承認者　吉田　安雄

**限定承認公告**

国籍韓国、最後の住所広島県広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目一番五号

被相続人　亡　木原政信こと　金　政信

右被相続人は平成二十五年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

広島県広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目一番五号

相続財産管理人　野々村慶子

**限定承認公告**

本籍徳島県徳島市一宮町南丁七〇番、最後の住所兵庫県神戸市北区日の峰四丁目八番二〇号

被相続人　亡　河原　幸雄

右被相続人は平成二十八年八月二十二日頃死亡し、その相続人は平成二十九年三月八日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

徳島県徳島市丈六町八万免五二番一二号

相続財産管理人　河原　正

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000629/6a9y/

平成二十九年三月二十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジーエイト桜田門特定目的会社

取締役　粟国　正樹

**訂正公告**

平成二十九年一月二十三日（号外第一三号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに決算公告（枠組）中、乙の住所「沖縄県浦添市仲西一丁目三番二五号フロンテージ仲西九〇二号」とあるは「沖縄県宮古島市平良字下里一七二番地四」、代表取締役の氏名「代表取締役　西里　直樹」とあるは「代表取締役　下地　有子」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月二十四日

沖縄県宮古島市平良字下里七五一番地三

（甲）合同会社ライム・エステイト

代表社員　下地　有子

沖縄県宮古島市平良字下里一七二番地四

（乙）株式会社コエジスト

代表取締役　下地　有子

◉号外　三月二十四日付第六〇号八
調達第五六号五六ページ
〇ページ●同日付第六一号一六〇ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）